

既存不適格調書

法第86条の7 関係

令和 年 月 日

建築主 住 所
氏 名

この調書に記載した事項は、事実と相違ありません。

1、位 置	帯広市				
2、既存建築物を調査した者	資格・氏名： ()建築士 ()登録 第 号 事務所名： ()建築士事務所 ()知事登録 第 号 電話番号() -				
3、増改築等の履歴	区 分	当 初	1) 第1回増改築等	2) 第2回増改築等	
	確認済証	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
	検査済証	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
	用途地域				
	主要用途				
	業態及び操業の概要				
	地域・地区等				
	敷地面積				
	建築面積				
	増改築等の面積		m ²	m ²	
	延べ面積		m ²	m ²	
	建ぺい・容積率	% %	% %	% %	
	構造				
	既存との接続状況		1、構造上一体 2、分離	1、構造上一体 2、分離	
	原動機出力	計 KW	計 KW	計 KW	
機械台数	台	台	台		
その他					
4、調査結果の概要	分類	既存不適格条項	不適合部分	不適合の内容	備考
	① 集団規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格				
	② 構造耐力関係規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格				
	③ 上記以外の規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格				
	④ 既存部分の劣化状況				

※記入上の注意事項については、裏面を参照してください。

記入上の注意事項)

- 1、建築物が複数等ある場合は、1棟ごとに作成してください。
- 2、「3、増改築等の履歴」は、第3回目以降の増改築等がある場合は、別紙に記入して下さい。
- 3、「3、増改築等の履歴」の「地域・地区等」欄には、当時の地域・地区等を記入し、複数ある場合はそのすべてを記載してください。
- 4、「3、増改築等の履歴」の「用途地域」欄には、当時の用途地域で、敷地の過半を占める用途地域を記載してください。
- 5、「3、増改築等の履歴」の「既存との接続状況」欄は、「1、構造上一体化」「2、分離」のどちらかの番号に○印をしてください。
- 6、「3、増改築等の履歴」の「その他」欄には、許可等の適用及び増改築等の履歴を記載してください。
「4、調査結果の概要」の「既存不適格条項」欄には、法、政令若しくは省令の条項号若しくは告示番号を記載してください。
- 7、「4、調査結果の概要」の「不適合部分」欄には、室名、階数、独立部分等不適合の対象となる部分を明記し、必要に応じて別図によりその範囲を特定し、符号をつけてください。
- 8、「4、調査結果の概要」の「既存部分の劣化状況」欄には、目視等により調査した、腐食その他劣化の状況等を記入して下さい。
- 9、「4、調査結果の概要」の「備考」欄には、7で作成した別図の符号を記入して下さい。

記載例)

構造	4号木造建築物	4号木造建築物		
既存との接続状況	/		1、構造上一体 ②、分離 1、構造上一体 2、分離	
その他	平成3年2階の子供室増築			
	既存不適格条項	不適合部分	不適合の内容	備考
① 集団規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格	法53条 調整区域の建ぺい率	既存部分	指定割合変更による、建ぺい率が不適合 (基準時:平成16年)	
② 構造耐力関係規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格	法20条 令47条 継手又は仕口の構造	既存独立部分	継手又は仕口の構造方法が不適合 (基準時:平成12年)	既存部分、釣り合い良く耐力壁を配置
② 構造耐力関係規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格	法20条 令82条の6 許容応力度等計算、新構造基準	既存独立部分 配置図 ①及び②	層間変形角、幅厚比等不適合 (基準時:平成19年)	1/2以下増築、「新耐震診断基準」
③ 上記以外の規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格	法第68条の2 1項 地区計画の指定 帯広工業団地	既存部分	敷地境界からの離れが不適合 (基準時:平成7年)	
③ 上記以外の規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格	法28条の2 三号 シックハウス	2階居室部分	機械換気が、不適合 (基準時:平成15年)	今回既存部分、適合させる。
③ 上記以外の規定 <input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格	法34条 昇降機	既存独立部分昇降機	戸開走行保護装置・地震時管制運転装置が、不適合。 (基準時:平成21年)	
④ 既存部分の劣化状況	目視等により調査した結果、構造耐力上主要な部分は、損傷、腐食その他の劣化の状況は見られなく良好。 耐久性等関係規定に適合。			